

第1回中部圏大深度地下使用協議会

日 時： 平成13年5月24日（木）15：00～

場 所： KKRホテル名古屋 3F芙蓉の間

司会（猪股都市・地域調整官）

ただいまより第1回中部圏大深度地下使用協議会を開催させていただきます。私、司会を務めさせていただきます国土交通省都市地域整備局企画課の猪股でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、開会に先立ちまして、国土交通省を代表しまして、政策統括官の舩橋からごあいさつさせていただきます。

舩橋政策統括官

ただいまご紹介を賜りました舩橋でございます。本日はお忙しいところ、関係行政機関の皆様方、そして関係自治体の皆様方にはこの中部圏大深度地下使用協議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございました。ご承知のように昨年5月にいわゆる大深度法が成立いたしまして、この4月から施行に至ったわけでございます。この法律は端的に申し上げますと大深度の有効活用を図るための、いわばツールのようなものを提供した法律というふうに考えていただいていると思いますが、このよりよい国土、そしてよりよい生活、そういうようなものをこの大深度法を使ってこれからいろいろ知恵を絞っていく必要があらうかと思っております。私も2～3大深度地下の実例等についても見学等させていただきましたけれども、まだまだいろいろな技術的な面、あるいはコスト等の面、いろいろ解決していかなければならない問題がたくさんあるというふうに考えております。これから私どももそういう面も含めて、いろいろな論点を勉強してまいりたいと思っております。そして、そういうものを通じて、大深度の活用が一層図られるように努力してまいりたいと考えております。

本日はこの大深度の法律の内容とか、あるいは大深度地下の今いろいろなところで活用事例が出てきておりますが、それらの事例のご紹介だとかいうことを、国土交通省の方からご説明させていただきたいと思いますが、こういう場を通じて関係行政機関の一層の連携協調が図られ、大深度の活用が一層充実したのになっていくということを期待しているわけでございます。簡単でございますけれどもごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会（猪股都市・地域調整官）

続きまして、本日の出席者でございますが、お手元の出席者名簿、それと配席図、これによりましてご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、議題の4に入っていきたいと思いますが、恐れ入りますが会場内の取材の方におかれましては、ここで退室していただくようお願いしたいと思います。会議の内容につきましては、また、終わりましたらご説明させていただきます。

それでは議題の4、運営要領の承認に入りたいと思います。本件につきまして、国土交通省の方から説明させていただきます。

鈴木企画官

それでは、運営要領の説明に入ります。座ったままで説明をさせていただきます。運営要領の説明に入る前に、資料1により、この大深度地下使用協議会の役割についてご説明を申し上げます。

この協議会は、公共の利益となる事業が円滑に遂行されること、大深度地下が適正で合理的に利用されることを目的に必要な協議を行う場です。協議会には関係する行政機関や都道府県からご参画いただきながら事業の共同化、大深度地下を使った事業区域の調整などを進めてまいります。

協議会は通常ベースには定期的に開催されます。おおむね年に1回程度になろうかと思います。協議会では、大深度地下利用に関する情報であるとか、意見交換をしてみたいです。なお、具体的な大深度地下を使った事案が発生し、事前に事業区間の調整の申し出があった場合などには、協議会はその都度開催されることになります。

協議会において協議が整った事項につきましては、その結果を国の行政機関や関係する都道府県は、尊重するということになっております。

資料2をごらんください。資料2は協議会の運営要領の案が示されております。まず、第1条には協議会の設置目的が定められております。

飛んで第3条には、協議会の委員を定めております。具体的な委員の構成は、別紙1に記載があるとおりです。

第4条は、協議会の会議の議長についての定めでございます、中部圏につきましては、議長は中部地方整備局長をもって充てるということでございます。

第6条は、幹事会についての定めでございます。幹事会のメンバーは別紙2に記載がございます。代表幹事につきましては、中部地方整備局の建政部長をもって充てるというものでございます。

第8条は協議会の庶務についての定めでございます、中部地方整備局の建政部の計画管理課において処理する旨を定めてございます。

以上で運営要領(案)の説明を終わります。

司会(猪股都市・地域調整官)

それでは、本要領案につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

小柳環境省環境管理局水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室長

本来、水環境部長石原が委員になっておりますが、本日国会のため代理で出席しております。

運営要領本文なのか、あるいは第9条での事項になるのか、ちょっとどちらの区分か分かりませんが、この会議につきまして、公開、非公開、あるいはその非公開の場合にあっても議事録の公開、こういう点につきましては、この第9条の方でまた後ほどお諮りいただけるのでしょうか。ご質問いたします。

坂巻課長補佐

議事の関係でございますが、この会議の一番最後のところで一度議事の扱いについてご相談をさせていただくということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

岡野中部地方整備局長

先ほどちょっと取材の方も入られておりまして、一応この会議が終わりましたら、会議の概要みたいなものをちょっとまとめて、それでそういう形で対外的にといいますか、マスコミ等について説明しようかということで、いいかどうかお諮りしようかなと思います。それがもしそういうことでいいということになれば、以後の会議についてもそういう形になろうかというふうに思っております。

司会(猪股都市・地域調整官)

そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本協議会の運営要領を承認とさせていただきます。

これからの議事につきましては、運営要領に基づきまして、議長である岡野局長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(岡野中部地方整備局長)

中部地方整備局長の岡野でございます。運営要領に従いまして議長を務めさせていただきます。

また、中部圏大深度地下協議会の運営につきましても、中部地方整備局が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って進めさせていただきます。それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。議事の5. 大深度地下使用法について、6. 大深度地下を使用している事例等につきまして、併せて説明をお願いします。

鈴木企画官

それでは、大深度地下使用法の概要についてご説明を申し上げます。お手元にカラー刷りのパンフレットがございますでしょうか。この4月につくったものでありますが、これをご覧いただきながら制度の概要についてご説明します。

パンフレットの背表紙ですが、これは大深度地下利用のイメージ図になっております。これは、大深度や浅深度も含めて、地下空間を高度に利用している図であります。同時に地上部分において、緑地や親水空間が形成され、全体としては、非常に質の高い都市空間が形成されているイメージ図が示されております。

表紙をめくると、2ページは最近の大深度地下利用の状況についての説明となっております。既に都市部では浅い部分の地下、浅深度につきましては、様々な利用がされており、かなり混雑をしてきています。今回の特別措置法の対象になった大都市部においては、地下 40mを超える深さにおいても、上下水道、地下鉄、地中の送電線のトンネルなど、様々な利用が既に進んでいることがここに示されています。

3ページに移ります。補償に伴う問題もあり、地下を利用した事業の中で、特に線的な地下利用をする場合は、主として既存の道路の下を使って進められております。この表は都内の国道の地下部分の状況ですけれども、電信・電話、電気、ガスなどによる利用について各々の延長と1km 当たりのキロ数が記載されております。トータルでは、1km 当たり約 33km もの様々な管路が埋設されております。また、新しく設置される管路につきましては、既に浅い部分については様々な利用されていることから、年々深いところに管路が建設されるようになっていきます。

パンフレット4ページに移ります。ここでは特別法における大深度地下の定義が示されております。(1)、(2)がありまして、(1)では、通常は地下利用が行われない深さである地下 40mよりも深い部分、(1)では、建築物の基礎を設置するために、利用が通常が行われない深さである支持地盤の上面から 10mより深い部分が図示されております。特別法における大深度とは、この①と②のどちらか深い方とされております。

お手元にカラー刷りの大深度地下マップが配布されているかと思えます。これは昨年末に国土庁が三大都市圏を対象にして、エリアの大深度地下の深さを図に落としたものでありまして、そのうちの名古屋版が配布されております。

中部圏では、大深度地下の地盤として熱田層と海部弥富類層がありまして、この会場付近では大体 40mから 50m以深がこの大深度地下に相当するということでございます。

次にこの大深度の特別措置法が対象としている事業についてです。パンフレットには特段の記載をしてございません。既に、三大都市圏で相当深い地下で実施されております事業ということから、対象事業としましては、鉄道、道路、河川、電気通信、上下水道がこの特別措置法の第4条に対象事業として記載されているところであります。

これらの事業を行う主体ですが、国や地方公共団体に限定されるものではなく、第4条の対象事業を行う事業者であれば、民間の事業者についても使用の認可が受けら

れることになっております。

パンフレットの5ページです。ここでは手続き、認可の流れがあります。まずこの法律において大深度地下の使用権の問題、補償についての問題も若干述べられております。大深度地下は通常は利用がされない空間であるということから、公共の利益となる事業のために、大深度地下に使用権を設定しても補償すべき損失が発生しないという前提です。このため法律では事前補償を行うということなく、大深度地下において使用権を設定することができることになっています。

なお、例外的に補償の必要性がある場合には、使用権を設定した後に補償が必要と考えられる土地の所有者の方などから請の求をもって補償を行うというものです。

同じページに大深度地下の使用の認可の手続きが図表化されております。まず、事前調整ですが、事業者は使用認可を受けようとする場合、申請に先立って、事業概要書を作成し、事業所管大臣やあるいは都道府県知事にこれを送付します。また、事業概要書に関して公告・縦覧が行われます。

事業概要書には事業の名称、事業の種類、対象事業の区域の概要、大深度地下を使用する期間などが記載されます。

事業概要書の内容は、先ほど申しました公告縦覧を通じて周知されますが、そのほかに協議会の構成員に対しても、概要書の写しが送付されるということになっております。そしてこの縦覧期間内に事業を共同化するとか、事業区域を調整するとかという点につきまして申し出があった場合は、事業をしようとする事業者は、事業区域につきましては、その調整に努めなければならないということになっておりまして、その調整の場として、この大深度地下使用の協議会が使われるということでございます。

次に使用認可の申請の段階になります。事業者は使用認可を受けようとするときには、使用認可申請書とその他必要な添付書類を事業所管大臣経由で国土交通大臣、あるいは都道府県知事に提出することになっております。使用認可申請書には事業所の名称、事業の種類、事業区域、設置する施設等の耐力、使用期間などが記載されます。

添付書類は、使用認可を申請する理由、事業計画書、事業区域、事業計画を表示する図面、事業区域が大深度地下に該当することを証明する書類などとなっています。

使用申請を受けた国土交通大臣や都道府県知事は、事業区域が所在する市町村の長にこの申請書等の写しを送付します。なお、申請には一定の手数料が必要となります。申請書等の写しを受けた市町村の長は、事業者の名称などを公告し、使用認可申請書などを縦覧します。

使用認可に利害関係を有する方は、この縦覧期間内に意見書を提出することができるようになっております。この場合の利害関係者ですが、事業区域にかかわる土地の所有者に限定されるというのではなく、社会的、経済的利害などを有する者も含まれることになっています。そして国土交通大臣や都道府県知事は、必要があると認めたときは、

公共公益施設の管理者であるとか、当該事業の施行について関係のある行政機関に意見を求めることになります。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、事業区域の住民などに対する説明会を開催するように求めることができるほか、公聴会を開催したり学識経験者の意見を求めることができるようになっています。このような様々な手続きを経た上で、申請内容を審査し、法の第16条に定める使用認可の要件をすべて満たしているというとき、認可が行われます。

この使用認可要件ですが、別添資料の大深度地下使用法について(概要)の2枚目に記載がございます。まず、そもそも事業が特別措置法の第4条に該当するものであるということ。この事業が対象地域の大深度地下のもとで施行されるということ。事業の円滑な推進のため大深度地下を使用する公益上の必要があると認められること。事業計画が基本方針に適合するものであると。設置される施設とか工作物の耐力が、別途政令に定める基準をクリアしていること。それから事業区域にある井戸、そのほかの物件の移転や除却が必要となるときは、それが困難でないことが示されていることです。

認可となったときは、これを直ちに認可事業者に書面によって通知することとなります。そして官報によって告示されます。なお、使用認可処分に対しては、審査請求あるいは異議申し立てができるということになっています。

パンフレットに戻ります。5ページの下の赤いくくりの中に大深度地下利用のメリットが整理されています。一つは電気、ガスなどのライフライン、地下鉄などの公共の利益となる事業の権利調整の期間短縮ができることから、事業が円滑に行われるということです。また、これまでの事業ではさっきちょっと説明しましたけれども、道路下などにルートを設定していかざるを得ないという事情があったものですから、なかなか思いどおりの計画が作れなかったのでありますが、この法律を使いますと合理的なルートの設定が可能になるということがあります。そして事業期間の短縮とかコスト縮減にも寄与することになります。それから後で説明しますが、大深度地下使用の基本方針や協議会などを通じて、大深度地下空間の利用につきまして、事業者間の調整が行われることで、無秩序な大深度地下空間の開発利用を防ぐことができます。

それから、工作物が地下に埋設されることにより、地上の景観が保護されますし、大深度地下は地表に比べて一般に地震に対して安全性が高いということも言われているところであります。

次にパンフレットの7ページ、8ページに移ります。ここではこの4月に閣議決定された基本方針の概要が示されております。簡単に説明しますと、1は大深度地下を使用する公共性のある事業とは何であるかと、そしてその事業を円滑に遂行するために講ずるべき事項は何かということを決めております。ここで公共の利益となる事業というのは、大深度地下を使用することによって、地権者などとの権利調整期間が短縮されるというもの、それから道路とか環境の整備などにおいて、合理的なルートの選択が可能になるというもの、それから社会資本の効率的・効果的な整備に資するものであるというものであ

ります。また、地上にある施設を地下に埋設することで、先のパンフレットの表紙にありましたように、地上に緑やせせらぎなどを取り戻し、都市空間の質全体を向上させるということに寄与する事業であるという必要があります。

それから事業の円滑な推進のための方策については、事業の構想段階から事業者は情報の公開を行うことになっておりまして、また具体化した段階では、対象地域の住民に対して様々な形で周知説明を行うということとされております。

同じページの2では、大深度地下の利用のあり方の定めがございまして、大深度地下空間の利用調整では、施設ごとに利用の深度を定めて、空間を整序すること、それから人が扱う施設につきましては、可能である限り上の方に、上部に配置することなどが定められております。

ページめくって3では、大深度地下の使用に際しまして、事業者が配慮すべき事項などの定めがあります。具体的には火災とか爆発事故であるとか、地震浸水などに対する安全性の確保、地下水地盤などの環境の保全、バリアフリー化の推進とかアメニティーの向上などが記載されているところであります。

同じ8ページの4では、国の今後の取り組みについての記載がございます。一つは民間の大深度地下に関する技術開発の促進を図るために技術開発ビジョンを取りまとめることでありまして、地盤とか地下に設置された施設の情報に関する情報システムの整備を推進することが定められておりまして、現在国土交通省においてもこの事業に取り組んでいるところであります。

パンフレットの9ページ、10ページは、対象となる地域の地図の記載があります。11ページにはその市町村の一覧が記載されているところであります。

12ページに移ります。大深度地下の特性が書いてあります。先ほどこちよつと説明しましたが、建設コストの問題、地震に対する安全性についての記載があります。コスト面では大深度では地上や浅深度地下の利用に比べて、立坑の掘削、トンネルの構築についてのコスト面では確かに増大する要因を持ちますが、最短距離で目的地を結べる、あるいは権利調整の面で事業が円滑に進むことによって、事業効果が早期に発現されるということなどで、いろいろなメリットもあります。

次のところは地震に対する安全性の記載があります。地表と比べて地下では地震の揺れが数分の1になるということで、地震に対する安全性が高いということが示されているところであります。以上でパンフレットの説明を終わりたいと思います。

引き続き大深度地下に相当する場所で行われている事業の事例紹介をします。資料の3と4を使います。資料3は国内の事例で、資料4、横長のものがありますが、これは海外の事例です。

まず国内の事例ですが、1ページ目は東京都内の地下で設置されております超高圧の地中送電線のネットワーク図がカラーコピーされております。ここに示されておりますネットワークで結ばれた超高圧の変電所は、実際はほとんど地下に設置されております。

送電線の方の例では日比谷の築地洞道で、千代田区の内幸町から銀座の間で土被りで 42m という深さのところに設置されているものがあるという例です。

さっき申しました地下の変電所の例ですが、東京都の港区の高輪にある寺院の敷地内にありますものでは、地下の約 36m ぐらいのところに設置されているものもあるということが紹介されております。

ページをめくって2ページに移ります。これは液化天然ガスの地下タンクと、地下トンネルの図があります。図は扇島のものですが、世界初の地下埋設式の液化天然ガスタンクが基盤面のレベルで、地下 70m の位置に設置されているということ、それからこれとタンカー用の栈橋と最深部の地下約 60m を走っているトンネルでこれが結ばれているというふうな図が載っております。

同じページの下は鉄道の事例でいわゆる大江戸線の図です。これもかなりの深いところを使った事業でして、飯田橋駅と春日駅の間では、路盤面の最深部で 40m を超える深さで設置されているという図になっています。

それから3ページには4として、上水道の例があります。上水道でも導水管とか配水管など、かなり規模の大きな管路については、地下深く設置されるようになってきております。この写真は神戸の東灘区のものですが、土被りで 43m のレベルの大容量の送水管の事例が示されております。それから同じページの5は下水道の事例です。下水道は処理場まで汚水を送水するために管に勾配を付ける必要があることから、地下に深く設置される事例がかなり多くなっております。横浜市の南部方面の送泥管の例では、土被り約 100m のところに設置されているというものであります。

次が4ページの地下河川の例です。これは建設中のものですが、首都圏の外郭放水路の事業の図です。最深部では土被り 50m で利根川と江戸川が結ばれています。同じページの7は電気通信回線の例です。電気通信回線を収容するトンネルでも、既に様々に設置されている工作物を避けていく必要がありますことから、都心部の地下深く建設されている事例があります。NTT東日本の砂土原の洞道では、土被り 47m で、都内の九段下と新宿区の細工が結ばれているというものであります。

最後のページの5ページには、道路の例の記載があります。道路については大深度地下に相当する地下を利用している事例はあまりありません。このページに載っているものは名古屋の高速1号線の東山トンネルの図になっています。千種区の四谷通と園山町のもので、最深のところで土被りが 55m に相当する部分があります。以上で国内の事例の紹介を終わります。

引き続き資料4に移ります。こちらは海外の事例です。最初のは高速の幹線道路の地下化プロジェクトの図でして、ボストンの通称 BIG DIG といわれているもので、この図は扇国土交通大臣も、様々な機会に大深度地下利用空間の事例として紹介をしているものであります。ボストンの都心部にある高架式的高速道路を地下に埋めてしまおうというものです。この写真の左右で、使用前、使用後になっておりまして、埋めることにより

まして分断されていた地域が一体化されるとや、緑が増えて景観が一変するというふうな様子が示されているものであります。

次のページには、パリのラ・デファンスの事例が紹介されております。これはパリ市内の過密の緩和のための新しいビジネスゾーン建設を目的としたプロジェクトでありまして、高速道路、高速鉄道、駐車場を地下に埋設しまして、地上部が写真でご覧のように歩行者の専用空間になっているものであります。

次のページもフランスの事例です。パリ郊外的高速道路の図であります。そのほかにもフィンランドの下水処理場でありますとか、ロンドンの地下鉄でありますとか、同じくロンドンの水道の環状線が紹介されています。最後のページはロシアにおける地下鉄の事例などが紹介されているところであります。これが国内外の大深度に相当する場所を利用した事例の紹介であります。

資料5に移ります。ここでは、地下を使った事業を共同化の事例についての紹介が幾つか挙げられております。(1) は共同化の中でも鉄道と河川の事業の共同化の事例です。埼玉高速鉄道と綾瀬川、芝川等導水事業では、鉄道路線の一部約 12km の区間で鉄道の路盤下に河川の導水路が布設されている図になっております。

同じページの(2)は、電気事業と通信事業の共同化の事例です。都内の太田区ですけれども、約 1.9km の区間で、東京電力とNTTの洞道築造が共同で実施されているというものです。

それから、次のページの(3)は、通信とガスの共同化の事業例でありまして、NTTの通信ケーブルと東京ガスの導管が横浜市内のシールドトンネル 2.9mにおいて共同で設置されているという事例です。

(4)番は電気と水道事業の共同化の事例です。大阪の事例ですけれども、電力のシールドトンネルと市の水道局のシールドトンネルが淀川の下を通る部分で地中で共同化されているという事例です。

最後の(5)ですけれども、これは鉄道と道路の共同化でして、都内の 12 号線のところですが、鉄道の都営 12 号線の駅の一部の駅舎では、首都高の中央環状線と一体で整備されているというものです。

以上で説明を終わりたいと思います。

議長(岡野中部地方整備局長)

ありがとうございました。あと基本方針は特に説明はなされますか。

鈴木企画官

基本方針については、このパンフレットの中の7ページと8ページでその概要が説明されております。一つは大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な推進に関する基本的な事項についての説明があります。公共の利益となる事業は何であるとか、事業の円滑な遂行のための方策であるとかについて定めがあります。

基本方針2では、大深度地下の適正で、合理的な利用に関する基本的な事項についての説明があります。大深度地下空間の利用調整の問題でありますとか、既存の施設等の構造に支障が生じる恐れがある場合の措置などが定められているところであります。

同じパンフレットの8ページには、配慮事項が掲載されています。大深度地下での発生が懸念される火災、地震、浸水など事故などに関する配慮事項が説明されています。また、最近注目されているのは環境の問題であるとか、バリアフリーの問題であるとか、大深度の地下の利用のアメニティの向上であるとかということについての定めがこの基本方針では示されております。

最後のところでは国の取り組みがどんなものであるかということについての説明があります。詳しくは、お手元にこの4月に閣議決定された基本方針全体の資料を配布してございます。

議長（岡野中部地方整備局長）

どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明いただきました点に関してのご質問等はいかがでございましょうか。

議事の7番、意見交換というふうになっておりますが、皆様何でもどうということでも結構でございますので、ご質問やご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。いかがででしょうか。

小柳環境省環境管理局水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室長

ただいまご説明いただきましてありがとうございました。海外における、あるいは国内におけるいろいろ利用例というのをご紹介いただいたんですが、国内でも海外でも結構なんですが、やっていて失敗してしまったとかまずかった、うまくいかなかった例とか、そういったことについてはこれまでご研究なりあるいは何かまとめられているんでしょうか。失敗から学ぶ部分も多いかと思しますので、もしそういった調査とか情報等がありましたら教えていただければと思います。

坂巻課長補佐

失敗例、いろいろな観点での話があるかと思うのですが、失敗例といいますか、地下を掘ってその後というのですか、栃木県の大谷石を採ったあとに、地下に空洞ができて、掘った後の対策というのですか、それがなかなかされていないので崩落事故が起こっているといった話がございまして。こういったものにつきましては、この法律の中で期間を定めて認可をすると、終了した際にはちゃんと埋め戻すなり安全なり環境なりのような措置をちゃんと取りなさいと、そういったことを法律で決めておりますので、そういったことを踏まえての対応をこの法律で講じていこうというところでございます。

あと失敗事例といいますか、トンネル事故、地下トンネルに限りませんが、いろいろと過去にございましたので、そういったところもかなり対策が進んでおります。東京湾横断道

路も長いシールドトンネル、10km ぐらいですか、避難経路とかそういったものをきちんと対策を取るというような話がございます。そういった懸念点といいますか、安全・環境の話がかなり多くございますので、そのあたりは基本方針の中できちんと対策を講じてくださいということ、これは使用認可の基本方針に適合することが要件になっておりますので、そういったところもきちんとチェックしようということでございます。

高田総務省消防庁審議官

私の方から大深度地下の使用に関しまして、関係市町村との連携について一言申し上げさせていただきたいと存じます。大深度地下の使用に当たりましては、安全という観点では言うまでもないところでございますが、実際に不測の事態も予想されます。特に火災や事故が発生した場合、消火、救急、救助といった面では、地元の消防機関の果たす役割というのは非常に大きいと考えている次第です。この法律の第7条第3項では協議会が必要であると認めるときは、関係市町村に必要な協力を求めることができるとされておりますが、消防機関につきましては、広域化が進んでいる現状がございまして、個々の市町村の単位と異なるというような場合もございます。したがって、そういった行政事情も踏まえまして、具体的な事業計画が出てきた際におきましては、関係する消防機関に直接参加していただき、必要な協力を求める必要があると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと存じます。以上でございます。

議長（岡野中部地方整備局長）

何かコメントございますか。

坂巻課長補佐

この協議会につきましては、具体の事例ができたときにまたいろいろと調整をさせていただくということなんですが、この場合におきましては、やはりこのメンバーに加えて事業者さん、また消防関係の方々、事業区域に該当するところの方ですね、そういった方々を加えて、具体的な調整に入っていこうと、このように考えております。

議長（岡野中部地方整備局長）

よろしゅうございましょうか。ほかにどうぞ。

長山中部管区警察広域調整部広域調査第二課災害対策官

この法律に基づく事業計画、この当地方ではないというふうに伺っておりますが、東京とか大阪での事業でどんなものがあるのか、あるいは計画されたもの、具体的なものがございましたらちょっとご紹介願えたらと思います。

坂巻課長補佐

この法律は4月から施行ということで、こちら第1号待ち遠しいのですが、まだそういったこの法律の適用というんですか、そういった話が首都圏、近畿圏を含めてあるわけではございません。資料3でいろいろと大深度地下に該当するような事例がございますので、このようなものが将来また計画されるときに出てくるのかなというような感じでございます。

水谷三重県地域振興部交通政策課長補佐

ちょっと1点確認したいのですが、この区域を指定されて、指定されただけはまだ権利制限というのはないということによろしいですね。所有者がその権原に基づいて地下空間を何らかの理由で大深度40mとかもっと使うことに関しては、規制がないという理解でいいのか、それで後は使用認可がされれば先ほどのご説明で広域制限がかかるということですから、そのときに初めて所有者に規制がかかるという理解でよろしいでしょうか。

坂巻課長補佐

おっしゃるとおりでございます、対象地域になったということをもって地権者さんに制限がかかるということではございません。この法律に基づきまして使用の認可をされたときに事業者側に使用权が設定されると、それに対応して所有者に行為制限がかかるという仕組みになっております。

議長(岡野中部地方整備局長)

ほかにどなたかおられますでしょうか。よろしいでしょうか。この地方についての利用の動向とまではいきませんが、実例とかこれからのこんなことも考えられるということももしありましたらご紹介いただけるとありがたいと思います。運輸局長さん、運輸関係ではいかがでございましょうか。

津野田中部運輸局長

現在地下を利用されているもので深いと思われるものは名古屋市の市営地下鉄があるわけでありまして、現在営業線で一番深いのは鶴舞線で30mでございます。それから現在工事中のものでは名城線の東山線をくぐる部分ですね。ここが32mという計画になっております。それ以外に40mを超えるようなものというのは現在のところ構想されているもの等を含めてありませんけれども、今後何らかの形で高速鉄道が市街部に入ってくる場合だとか、あるいは権利面でそういうことが必要になる場合だとかといったものも考えられないことはないという状況だと思います。

議長(岡野中部地方整備局長)

農政局さんいかがですか。

和田東海農政局長

あまりわが方で直接関連するのは少ないのかなと思っていたんですが、現在用水路のパイプライン化というのを進めておりまして、春日井市で 40mを超えるところでサイフォン方式でパイプラインを通していているという例があるそうですが、担当に将来的に出てくるのかと聞いておったのですが、まだ当面の間はないかもしれませんが、将来的にはそういうものもあるのかなというふうな感じでおるのですが。

議長（岡野中部地方整備局長）

愛知県さんの方からは何か。

虎澤愛知県建設部用地対策監兼用地課長

私ども特にございませんが、先ほど運輸省の方からお話があるかと思ったのですが、仮にリニアですか、これがまだ具体化されておきませんが、これが具体化されれば名古屋駅の周辺なんかは相当深く入るのではないかなという気持ちではおりますが、いずれにいたしましてもこれは私どもではなくて、国の管轄になるのではないかなと思っておりますので、それ以外は特にございません。

議長（岡野中部地方整備局長）

私の方から少し、先ほど事例の中で紹介していただいたのですが、名古屋高速1号の東山トンネルの部分が最大土被り 55mで現在工事中の事例があります。高速道路関係では今特別これから深いところをやるという計画は、ほかには今のところ聞いているところではありませんが、都市排水とか河川の関係でいきますと、ひとつ名古屋市が千種台でこれも最大土被り 45mくらいのところなんです、都市排水の事業を行っている例がというようなのですが、今後この地域都市化が著しいところですので、排水対策にまたこういう事例が出てくるという可能性もないわけではないというふうに考えているところでございます。

何かほかにございましたらまたお願いします。通信局さんの方は結構あれでしょうか。通信ケーブルを入れるとかその辺のことは……。

伊丹東海総合通信局情報通信部長

私どものところも、なかなか今具体的な計画というのは事業者からは特に聞いていないのですが、やはりインフラのネットワークというのはかなり需要があるので、潜在的なインセンティブでは多分事業者はあると思うのですが、やはり単独というのはちょっと難しいので、電力さんあるいは高速道路ですね、あるいは鉄道関係、そういったところをもし引かれる計画で、事業者の思惑と合えば、そこで共同化というところが出てくるのかなということで考えておりまして、今のところ特に事業者の方から具体的な要望というのは聞いていないという状況でございます。

議長（岡野中部地方整備局長）

ありがとうございました。そのほかございましたら……。経済産業局の方では電力とか関係とか、先ほど首都圏では高压の地中送電線の話も出ましたが、もし何かございましたら。

足立中部経済産業局産業企画部地域振興課長

特にありませんが、可能性としては中電の配線とかそういったものが地中に深く入っていく可能性はあるとは思いますが、現在のところは特には聞いておりません。

議長（岡野中部地方整備局長）

ご発言いただいていないところはないでしょうか。厚生労働省さんはいかがですか。

岩崎厚生労働省健康局水道課長補佐

水道事業を所管しているという立場から申し上げますが、この近辺ほとんど水道の整備という観点では、ほぼ完了しているというか、これからは施設の老朽化、あるいは広域化という観点で、幹線導水路あるいは排水路も見直し、この中で可能性としてはございますが、まだ近々にとかそういう構想があるとか、そういう話はまだ事業体の方からは伺ってございません。

議長（岡野中部地方整備局長）

文化庁さん、また違う面からだとは思いますが、もしご意見、ご発言がありましたら…。

桂文部科学省文化庁文化財部記念物課文化財調査官

私どもちょっと立場が違いまして、心配ごとの方の代表みたいなのが来ておりまして、大深度なので、浅深度よりは心配の度合いは少ないのかなとは思いつつも、同じような心配ごとでどちらかといえば私どもは文化財、遺跡関係とか天然記念物で植物や何かとか、湿原とかそういうのを扱っておりますので、主に水関係の心配ごとだろうと思いますので、浅深度でよく悩まされている地下を掘るときの水洩れですね。こういったことの心配ごとに関心がございます。特にシールドとか最近技術はいいので掘っている最中はあまり心配しないのですが、大深度へのアクセスとかそういうところでのあれが計画どおりにきちんとできればいいなというような希望を持っております。

議長（岡野中部地方整備局長）

防衛施設支局さんの方はいかがでございましょうか。

西本名古屋防衛施設支局長

大深度についてはいろいろメリット、デメリットありそうですが、防衛庁として特に何を考えているということはございません。

議長（岡野中部地方整備局長）

東海財務局の方はもしご意見ありましたら……。

金澤東海財務局管財部次長

ご案内のとおり私どもの方は特に事業に直接携わるということはございませんが、私どもの方は国有財産の管理をしているということで、それに絡んだ今後課題があれば、ご意見を述べさせていただきたいなというふうに考えております。

議長（岡野中部地方整備局長）

ありがとうございます。ほかにご意見がありましたら、まだ少し予定している時間はもうちょっとありますがいかがでございましょうか。

船橋政策統括官

これはもしご存知の方がいらっしゃったらということなんですが、名古屋市は廃棄物、ごみ対策を非常に熱心にされているというふうに聞いているんですが、今日は市の方はおみえになられていないんですが、廃棄物処理等にこの大深度を使って何かこういうことをやってみたらどうかというような案とか、もちろんまだ具体的に明確なものはお持ちではないと思いますが、そういうような考え方が一応検討しているとか、そういうようなことでも、もしあったら教えていただければありがたいと思います。もしどなたかご存知の方がいらっしゃったらということです。

議長（岡野中部地方整備局長）

愛知県さんの方では何かお聞きになっているようなところはございますか。

足立中部経済産業局産業企画部地域振興課長

この地域とはちょっと離れていますけれども、参考なる事例としましては、神岡鉱山が岐阜県の神岡町にありますが、ここは地下 500m 近くまで掘っておりまして、その坑道を埋め戻さないと上から崩落してきますので、埋め戻してはいるんですけども、その埋め戻す材料が足りないものですから、精錬残渣などをその地下に投入しておりますので、そういったところが参考になるんじゃないかなと思います。それから埋め戻さなくていい岩盤のいいところにつきましては、例の東大のニュートリノの研究施設だとか、いろいろな実験室も持ってきておりますので、これは大深度の近くで例になるので見ていただければと思います。

議長（岡野中部地方整備局長）

ありがとうございました。

議船橋政策統括官

ちょっと1点だけ、その場合に水質の問題ですね。その辺はどういうふうに検討されたか、そこをもしご存知だったら教えていただきたいと思います。

足立中部経済産業局産業企画部地域振興課長

もともとが鉱山ですので、排水処理は全部しなければならないことになっておりますので、鉱山から出てきました水はすべて、排水処理場で中和させて流しております。それで出た沈澱物については、廃石場というところに戻してすべて処理をして、完璧な状態にして川の方に放流しております。だからかなり処理費が未来永劫ずっとかかりますので、後処理は大変なことだとは思っています。

議長（岡野中部地方整備局長）

ありがとうございました。

小柳環境省環境管理局水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室長

地下に廃棄物を入れた場合、例えば地上の部分については手を付けないで、地下だけ廃棄物を入れたといった場合、その地上の部分の土地の用途に何らかの制約をつけないと、例えばほかの土地と全く同じように使用ができるとして、非常に安定した土台を確保するために杭をいっぱい打たなくちゃなくなってくると、そのときに地下の廃棄物の処理をした場所に穴をあけるということになりますと、せっかくそこでいろいろな排水対策等完璧にしても、それを壊すというようなことになってしまう恐れがあるので、その上での土地利用の制約といいますか、そこセットで考えないと、将来また環境問題を引き起こす恐れがあるんじゃないか思います。まだ具体的な事例が、私どもの方で把握しているわけではありませんが、産業廃棄物の処分が終わった土地を転用しようとした場合に、そういった恐れがあるので、ちょっと私どもも今そういった問題に対して、どういうふうに対処するのかというのを悩んでいるところですけども、そういった上の使い方と下を、将来をにらんでセットでうまく考えていかないと、新しい問題を起こしてしまう恐れがあるんじゃないかと思います。

議長（岡野中部地方整備局長）

地下水の問題もあるんですね。ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

では、後藤審議官からお話をお願いできればと思いますが。

後藤大臣官房審議官

どうもいろいろな知見とかご意見をご紹介していただきましてありがとうございました。大深度地下法でございますが、最初に政策統括官のごあいさつにもございましたが、都市の再生の一つの有効なツールになるわけですし、また社会資本の効率的な整備に役立つものであるということでございます。また災害に強いライフラインの整備等にも役立つものと期待しているわけでございます。

皆様方の中でも事業を所管している部分につきまして、ぜひこの法律のご活用というのもご検討いただければと思います。扇大臣の方も非常に土地再生等の関係もございしますが、大深度の活用については、非常に熱心でございまして、国内の現在の事例ですとか、海外の事例についても、いろいろな自治体にもよく紹介するようというふうにご指示がございまして、その意味はやはりいろいろな観点で大深度の活用というものを視野に入れていろいろな事業を考えてほしいということでございます。この協議会はそもそも事前の調整ですとか、連携調整を図って、情報交換をしていくというものでございますので、その円滑な運用ということでありまして、そもそもは事業がうまくいくようにスムーズに、かつオープンに行くようにということでこの協議会がございまして、基本方針の中にもできるだけ協議会の場を活用して事前に調整を行うということと、広く一般にも公開をするというようなことは、基本方針の中に掲げてございます。これは具体的な事業が起こった場合に、調整をきちんとやって、理解をされた上で事業が進むようにということでございます。そういった意味でこの協議会の中でのいろいろな情報交換でございますとかが重要になってくようかと思っております。私ども現在民間の技術開発を促進するための技術開発ビジョンとか、それから情報、地下の埋設物の関係の情報の整備をどうするかとかいうことについても勉強しておりますし、そういった点についても、まとまりましたらご紹介をしていくということになろうかと思っております。引き続き連携を密にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡野中部地方整備局長）

以上で7番までの意見交換の議題を一応終わらせていただきまして、次に8のその他の議事の方でございます。その他になりますが、先ほど来冒頭の本協議会の公開の方法といいますか、公開の話がありますので、事務局から今回の協議会の扱い等からまずお願いいたします。

事務局（鎌原中部地方整備局建政部計画管理課長）

事務局を務めさせていただいております中部地方整備局建政部計画管理課長をしております鎌原と申します。よろしくお願いいたします。

私の方から2点だけご承認いただきたいと思っておりますことがございます。一つ目ですけれども、本日の協議会の議事録でございますが、これにつきましては私ども事務局の責任で作成させていただきたいと思っております。

それから2点目でございますが、途中ご質問もございました公表の関係なんですけれども、これについては今回の議事につきましても差し支えないと思いますので、本日この会議終了後に、この場で私の方からプレスに議事概要のブリーフィングという形でやらせていただきたいと思いますっております。皆様ご承認いただけますでしょうか。

議長（岡野中部地方整備局長）

という事務局からの意見でございますが、議事録の件と今回の協議会の公表の件でございます。いかがでございましょうか。

小柳環境省環境管理局水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室長

まず質問でございますが、事務局の責任で作成いただきました議事録につきましては、これは出席者の方に速やかにお配りいただけるのでしょうか。

事務局（鎌原中部地方整備局建政部計画管理課長）

作成次第ご出席の方々には一番にお配りさせていただきたいと思います。

小柳環境省環境管理局水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室長

冒頭の質問とも関連しますが、4月1日から情報公開法が施行されまして、こういった会議、私どもが参加した場合、あるいは主催した場合等について、いろいろ公開といいますか、開示が今されている時代でございますので、できる限り公開、会場を公開するかどうかという問題につきましては、会場の運営の問題がございますので、それは事務局の方でご判断いただければいいと思いますが、会議の内容については、原則議事録で公開をするということを決めていただいて、それで不都合がある場合は、その会議の都度、どういう取り扱いをするかというような形で進めていただければよいかと思います。

議長（岡野中部地方整備局長）

ありがとうございます。とりあえず今回の協議会については、今事務局の方の提案からでということでとりあえずよろしゅうございましょうか。

後藤官房審議官

基本方針というのがここにあります。資料の1の2枚目ですね。協議会の活用というところにありますが、真ん中あたりですね。原則としてはやはり議論といいますか、いろいろなことについては一般の公開というのが基本的な方針でございますから、事業の構想の部分でやや機微に当たるといった部分があったとかいうのがあるという場合は別として、原則協議会のことについてはオープンにしていくというのが基本方針だと思います。

議長（岡野中部地方整備局長）

次回あたりでは、まだまだそういう深刻な問題にはならないかと思いますが、具体的なプロジェクトが動き出したときの扱いにつきましても、今、審議官の方からお話がありましたように、基本的にはオープンにしていくという精神で進めていくということで、組み立てられているかと思います。今後運営に当たりましてそれぞれの場で皆様方のご意見を伺いつつ進めていくことにしたいと思いますが、そういうことで本日の第1回の協議会についての公表の仕方についてはご了解いただいたということにさせていただきます。今後につきましては、またいろいろご相談しつつ進めていくということでよろしくお願いします。以上で私の担当といいますか、予定しておりました協議会の議題は一応すべて終わりでございますが、ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは以上をもちまして、第1回の中部圏大深度地下使用協議会を閉会させていただきます。皆様本日はお忙しい中をどうもありがとうございました。

（閉 会 午後4時18分）

－了－